

1 認定申請手数料

「新築」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		15,000	48,000
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	26,000	125,000
	6～10戸	43,000	199,000
	11～25戸	70,000	395,000
	26～50戸	112,000	708,000
	51～100戸	170,000	1,216,000
	101～200戸	288,000	2,250,000
	201～300戸	364,000	3,215,000
301戸以上	413,000	3,943,000	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

「増改築」の基準で認定申請をする場合

		確認書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		22,000	71,000
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	39,000	187,000
	6～10戸	63,000	299,000
	11～25戸	105,000	593,000
	26～50戸	167,000	1,062,000
	51～100戸	255,000	1,825,000
	101～200戸	432,000	3,377,000
	201～300戸	547,000	4,826,000
301戸以上	621,000	5,918,000	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

「既存」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は建設住宅性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		22,000	71,000
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	39,000	187,000
	6～10戸	63,000	299,000
	11～25戸	105,000	593,000
	26～50戸	167,000	1,062,000
	51～100戸	255,000	1,825,000
	101～200戸	432,000	3,377,000
	201～300戸	547,000	4,826,000
301戸以上	621,000	5,918,000	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

2 計画の変更認定申請手数料

※令和4年(2022年)2月19日以前の基準で当初の認定を取得している場合、改正前の手数料が適用されますので、窓口にご確認ください。

「新築」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は設計住宅性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		7,500	24,000
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	13,000	62,500
	6～10戸	21,500	99,500
	11～25戸	35,000	197,500
	26～50戸	56,000	354,000
	51～100戸	85,000	608,000
	101～200戸	144,000	1,125,000
	201～300戸	182,000	1,607,500
301戸以上	206,500	1,971,500	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

「増改築」の基準で認定申請をする場合

		確認書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		11,000	35,500
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	19,500	93,500
	6～10戸	31,500	149,500
	11～25戸	52,500	296,500
	26～50戸	83,500	531,000
	51～100戸	127,500	912,500
	101～200戸	216,000	1,688,500
	201～300戸	273,500	2,413,000
301戸以上	310,500	2,959,000	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

「既存」の基準で認定申請をする場合

		確認書又は建設住宅性能評価書を添付する場合	左記の書類を添付しない場合
一戸建ての住宅		11,000	35,500
共同住宅等※	一棟の総戸数		
	1～5戸	19,500	93,500
	6～10戸	31,500	149,500
	11～25戸	52,500	296,500
	26～50戸	83,500	531,000
	51～100戸	127,500	912,500
	101～200戸	216,000	1,688,500
	201～300戸	273,500	2,413,000
301戸以上	310,500	2,959,000	

※共同住宅等とは、共同住宅・長屋・併用住宅をいいます。
 ※共同住宅等のうち、区分所有住宅の場合は住棟単位の申請となります。
 ※共同住宅等のうち区分所有住宅以外の場合は、住戸単位の申請になり、1戸当たりの手数料は上記金額を申請戸数で割った金額(100円未満四捨五入)になります。

3 計画の変更認定申請手数料(譲受人の決定) 1戸あたり(または1棟あたり) 2,000円 ※申請単位は窓口にご確認ください。

4 地位承継の承認申請手数料 1戸あたり(または1棟あたり) 2,000円 ※申請単位は窓口にご確認ください。

※建築確認申請を併願する場合は、建築確認申請に必要な手数料額を加算してください。